



し尿処理

1 し尿くみ取り

くみ取りにより収集したし尿は、検認所で受け入れ、前処理をした後、環境創造局の処理施設にて下水汚泥とともにバイオガス化されています。

横浜市のくみ取り作業は北部事務所で行っています。これからも、し尿くみ取り事業の円滑な運営と衛生的な処理に努めます。

◆くみ取りのお申し込みは
北部事務所 電話：953-0941



「北部事務所マスコット
トイレくん」

2 浄化槽

浄化槽は、水洗トイレの汚水、又は、これと生活雑排水(台所や風呂場などからの排水)を合わせた汚水を、微生物の働きによって分解処理し、衛生的かつ安全な水にして、排水路に流すための設備です。

公共下水道処理区域外で水洗トイレを使用する場合は、事前に届出をしたうえで、浄化槽を設置してください。

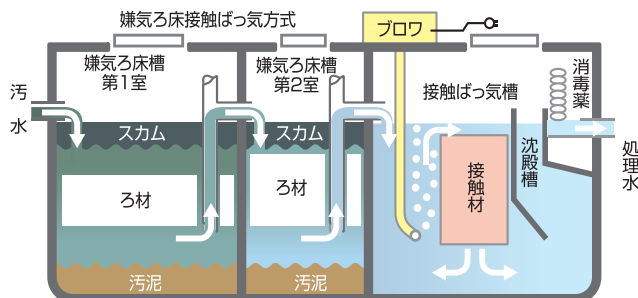
浄化槽の維持管理

浄化槽の機能を十分に発揮させ、悪臭の発生や河川などの汚濁を防ぐためには、次のような浄化槽の維持管理が必要です。

- (1)保守点検 (3～4か月に1回以上)
→浄化槽管理士に委託することができます。
- (2)清掃 (1年に1回、全ばっ気方式はおおむね6か月に1回以上)
→市で許可をしている清掃業者へ
- (3)水質に関する法定検査
(使い始めて3か月から8か月の間に行う検査と年1回の定期検査)
→県知事指定の検査機関へ

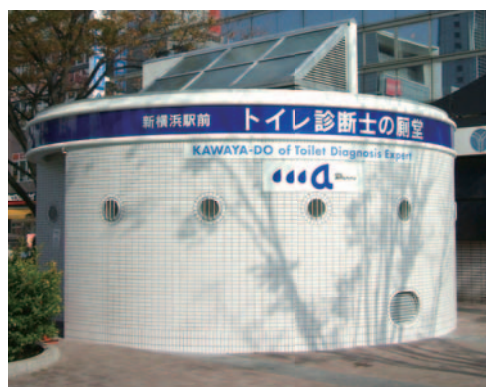
■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽



【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話：671-2547 FAX：663-0125

3 公衆トイレ



ドゥ アメニティ 新横浜駅前 トイレ診断士の個室

資源循環局では、駅前や繁華街などにある76か所の公衆トイレを管理しています。

誰でも安心して利用できるよう日常清掃を行い、清潔なトイレの維持をめざしています。

また、公衆トイレの多くは車いすを使っている方も利用でき、小さなお子様連れの方、オストメイトの方など、どなたでも利用しやすいトイレとなるよう、設備や機能の拡充を進めています。

清潔なトイレを保つため、トイレはきれいに使用しましょう。

【問合せ先】 街の美化推進課 電話：671-2555 FAX：663-8199

4 災害時のトイレ対策

「災害時のトイレはだいじょうぶ？」

災害時のし尿処理

災害時のし尿処理対策は衛生的、生理的な観点から、早急に対処すべき課題の1つです。地域防災拠点には多くの避難者が集まるため、設置された仮設トイレから衛生的かつ迅速にし尿を収集し、水再生センター等へ運搬する必要があります。北部事務所は、災害発生後2日目から順次くみ取りを開始します。



東日本大震災の被災地における災害復旧支援

トイレ対策

災害時の避難先となる地域防災拠点には、トイレパック5,000セット、くみ取り式仮設トイレ2基を基本に備蓄しています。また、下水直結式仮設トイレの整備を順次すすめています。さらに、トイレが不足するときには、協定を締結している事業者から、仮設レンタルトイレ及びトイレパックを地域防災拠点へ配備します。また家庭や事業者においても、トイレパックなどを備蓄し、災害時のトイレ対策について準備しておく必要があります。

● トイレパックって？

凝固剤と処理袋のキットで、トイレの便座などにセットして使用します。処理が簡単で、衛生的です。使用後は燃やすごみとして出すことができます。



黒い処理袋をトイレにセットして使用します。使用後は、凝固剤を上からふりかけます。
※シートタイプもあります。

● どうしてトイレパックを使うの？

災害で下水管が破損してしまうと、水洗トイレが使用できなくなってしまうため、流す必要のないトイレパックが有用です。

● どこで売っているの？

一部のホームセンターなどで購入できます。各家庭でも一人あたり15個程度（1日5個×3日分）備蓄しておきましょう。

災害時に備えて最低3日分の食料・水・トイレパックのほか、自分や家族にとっての必需品を用意しておいてください。

● 下水直結式仮設トイレ(災害用ハマッコトイレ)って？

あらかじめ地震対策等を行った下水管を地下に埋めておき、発災時にはマンホールのふたをはずして、専用の仮設トイレをこの上に設置することができます。

このトイレは水道が使用できない場合でも、プール等の水を活用してトイレの汚物を下水管へ流すことができます。



下水直結式仮設トイレ用マンホール



下水直結式仮設トイレ

❖ 災害時のごみと資源の分け方・出し方について

地震などの大規模災害時におけるごみと資源の分け方・出し方について、以下のとおり、ご協力をお願いします。

	定義	分け方・出し方	イメージ画像
生活ごみ・避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時と同様に、日々の生活から発生するごみ ● 使用済みトイレパック等 	<p>平時と同じ分別ルールで、ごみ集積場所や地域防災拠点ごとに定める場所に排出してください。</p>	<p>▲ 分別されずに排出された災害廃棄物</p>
片付けごみ	<p>被災した建築物内の片付けで発生するごみ ※破損した家具・家電等</p>	<p>生活ごみの集積場所とは別の交通の妨げにならない場所に排出してください。</p>	

※収集開始時期や収集方法などの情報は、本市・区のウェブサイトやSNSをはじめ、各地域防災拠点の掲示板等に掲示するなどしてお知らせします。